

# 国民健康保険と後期高齢者医療制度 保険証と保険料納入通知書を



保険証と保険料納入通知書を7月中に届くように発送します。通知書は、国民健康保険(国保)は世帯ごと、後期高齢者医療制度(後期)は個人ごとになっています。届いたら同封の保険証や通知書を確認してください。

## 7月に新しい保険証を発送します

8月1日から使用する国保と後期の保険証を7月中に届くよう順次発送します。簡易書留郵便で送りますので、留守の場合は不在票が投函されます。保険証が届いたら、記載されている住所、氏名を確認し、誤りがある場合は国保年金課へご連絡ください。

### ●8月～6年7月に75歳になる人

国保の保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日です。75歳の誕生日の前月に後期の保険証が交付されます。

## 保険料納入通知書は7月中旬に発送

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。国保は世帯ごとに、後期は個人ごとに通知します。保険料の納期限は、国保が7月から翌年3月、後期は7月から翌年2月の毎月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。保険料は、前年の所得に基づいて計算されます。市県民税などの申告の遅れや、未申告だった人が申告をしたり、世帯の中で加入者が増減したりすると、年度の途中で保険料額が変わることがあります。

## 5年度から国民健康保険料の賦課限度額が変わりました

国保と後期には、保険料の上限である賦課限度額が設定されています。

国保のうち後期高齢者支援金分の新しい賦課限度額は、2万円引き上げられ年22万円です。医療給付費分の賦課限度額は、年65万で据え置き、介護納付金分の賦課限度額は、年17万円で据え置きです。

後期の保険料は一人当たりの金額(均等割)4万3,400円に、所得に応じた金額(所得割)

の8.39%を加えたものです。賦課限度額は、年66万円です。

## 保険料の軽減基準が変更されます

保険料の軽減基準が変更になりました。国保は、均等割と平等割額が、5割と2割軽減される人の所得の範囲が拡大され(表1)、後期も同じように5割と2割軽減される人の所得の範囲が拡大されました(表2)。

●申告を忘れずに 国保・後期とも軽減を受けるには、国民年金や厚生年金などの公的年金以外の収入を除く、世帯主と被保険者全員の申告が必要です。収入がない人も、市県民税の申告を忘れずに行ってください。

## 後期の保険料について均等割の軽減基準も変更

後期の保険料の軽減割合は、特例措置が見直されることになり、表2のとおりに変わります。年金天引きで納めている人は10月から引き落とし額が変更になります。

## 保険料の納付は口座振替やスマホ決済アプリをご利用ください

保険料の納付方法には、口座振替のほか、スマートフォン決済アプリを利用することが

できます。口座振替は、指定した金融機関の口座から、納期ごとに振替納付されます。「うっかり納付忘れ」を防止し、金融機関に行く手間も省けて便利です。スマートフォン決済は、銀行やコンビニなどに行くことなく「いつでも」「どこでも」簡単に納付することができます。

### 1. 「ペイジー口座振替受付サービス」は簡単便利で届出印の必要もありません。

口座振替を希望の人は、本人名義のキャッシュカードと運転免許証など顔写真付きの身分証明書を持って、市役所か支所の窓口へ。



### 2. 「Web 口座振替受付サービス」は自宅のパソコンから申し込みます。

自宅のパソコンから、市ホームページを通じ、委託先のシステム会社のサイトから申し込みます。通帳・キャッシュカードなど、金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるものを用意し、手続きしてください。

### 3. 市役所・支所・連絡所や市内の金融機関で「口座振替」の手続きができます

身分証明書・キャッシュカードがない場合は、通帳・届出印を持って、市役所、支所・

■表2 後期高齢者医療制度の軽減基準

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額などの合計額が次の額以下の人
7割	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下の場合
5割	43万円+(29万円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下の場合
2割	43万円+(53万5千円×世帯内の被保険者数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下の場合

■表1 国民健康保険料の軽減基準

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の所得の合計額が次の額以下の世帯
7割	43万円+(10万円×(給与(公的年金)所得者の数-1)) 以下
5割	43万円+(29万円×被保険者数)+(10万円×(給与(公的年金)所得者の数-1)) 以下
2割	43万円+(53万5千円×被保険者数)+(10万円×(給与(公的年金)所得者の数-1)) 以下

**募集**  
**外国人住民に日本語を教えるボランティア**

市内在住の外国人に日本語を教えるボランティアを募集します。見学だけでも歓迎です。

▼活動場所/活動日 八千代台東南公共センター/火曜日・水曜日・金曜日 ▼活動時間 午後7時～8時30分 ▼募集人数 各曜日1～2人 ▼申し込み 7月13日(木)までに、電話、ファクス、メールで八千代市国際交流協会(火曜・木曜日のみ) 〆(752)0593、yia2017@outlook.jpへ ▼問い合わせ 同協会へ (シティブロモーション課)

**7月9日(日)に第73回「社会を明るくする運動」**

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指す「社会を明るくする運動」の講演会と演奏会を開催します。参加費は無料。当日直接会場へお越しください。駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

▼日時 7月9日(日)午後1時受付開始 ▼場所 市民会館

▼内容 ①講演会「地域の犯罪傾向について」講師 荻野信治氏(千葉県八千代警察署生活安全課長) / 午後2時から ②演奏会 八千代少年少女合唱団 / 午後3時15分から (健康福祉課 421-6731)

**八千代市長の資産等補充報告書などの閲覧**

「政治倫理の確立のための八千代市長の資産等の公開に関する条例」に基づいて作られた、市長の資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書が、7月3日(月)から市役所1階法務課情報公開班で閲覧できます。閲覧を希望する人は「八千代市長の資産等報告書等閲覧請求書」の記入をお願いします。(秘書課 483-1151)

**認定看護師教育課程の履修生に  
看護師等修学資金を貸し付けます**

認定看護師教育課程を履修している人で、将来市内で取得した資格に係る業務に従事する意思のある人を対象に、看護師等修学資金の貸し付けを無利子で行います。履修終了後、一定要件のもと市内で看護師等の業務に従事したときには、返還が免除となります。ただし、要件を満たさない場合は返還となります。

▼貸付額 100万円 ▼募集人数 1人(応募者多数の場合は選考) ▼申し込み 申請書に必要な書類を添付し、8月15日(火)必着で市役所健康福祉課に郵送または持参。書類は同課窓口で配布。市ホームページからもダウンロードできます (健康福祉課 421-6731)